

○議事日程 (平成二十四年三月十五日第二日)

日程第一

会議録署名議員の指名

日程第二

諸般の報告

日程第三

町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 皆川 雅子

○欠席議員

なし

- |    |   |   |   |   |    |
|----|---|---|---|---|----|
| 一  | 番 | 岩 | 永 | 義 | 仁  |
| 二  | 番 | 長 | 澤 | 龍 | 夫  |
| 三  | 番 | 大 | 橋 | 三 | 男  |
| 四  | 番 | 三 | 田 | 正 | 敏  |
| 五  | 番 | 吉 | 田 | 太 | 郎  |
| 六  | 番 | 早 | 崎 | 百 | 合子 |
| 七  | 番 | 野 | 村 | 永 | 一  |
| 八  | 番 | 田 | 中 | 敏 | 弘  |
| 九  | 番 | 松 | 永 | 民 | 夫  |
| 十  | 番 | 皆 | 川 | 雅 | 子  |
| 十一 | 番 | 中 | 村 | 辰 | 夫  |
| 十二 | 番 | 岩 | 瀬 |   | 進  |
| 十三 | 番 | 水 | 谷 | 久 | 美子 |

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

- |   |   |   |   |   |   |    |
|---|---|---|---|---|---|----|
| 副 | 町 | 長 | 西 | 脇 | 正 | 博  |
| 教 | 育 | 長 | 野 | 村 | 浩 | 太郎 |
| 総 | 務 | 課 | 陸 | 田 | 邦 | 彦  |
| 会 | 計 | 管 | 伊 | 藤 | 信 | 彦  |
| 会 | 計 | 兼 | 伊 | 藤 | 信 | 彦  |
| 企 | 画 | 策 | 問 | 山 | 孝 | 通  |
| 管 | 理 | 情 | 安 | 藤 | 淳 | 一  |
| 税 | 務 | 課 | 柏 | 渕 | 裕 | 昭  |
| 住 | 民 | 課 | 伊 | 藤 | 公 | 一  |
| 人 | 権 | 推 | 西 | 脇 | 和 | 信  |
| 健 | 康 | 福 | 日 | 比 | 重 | 喜  |
| 生 | 活 | 環 | 川 | 地 | 豊 | 己  |
| 農 | 林 | 水 | 加 | 藤 | 敏 | 博  |
| 商 | 工 | 勞 | 伊 | 藤 | 幸 |    |
| 建 | 設 | 課 | 佐 | 竹 | 種 | 男  |
| 水 | 道 | 課 | 吉 | 田 | 悟 |    |
| 教 | 育 | 総 | 藤 | 井 | 道 | 雄  |
| 生 | 涯 | 学 | 藤 | 田 | 実 | 芳  |
| ス | ポ | ー | 香 | 川 | 実 | 満  |
| 消 | 防 | 長 | 小 | 林 | 恒 | 夫  |

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 大橋 孝

- |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 高 | 木 | 久 | 之 |   |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 書 | 記 | 山 | 中 | 秀 | 樹 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 書 | 記 | 野 | 村 | 孝 | 子 |

(開議時間 午前九時三十分)

○議長(皆川雅子君) おはようございます。

平成二十四年第一回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。

全員の御起立をお願いいたします。なお、傍聴席の皆さんも御一緒によりしくお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。

本日の会議は全員出席であります。

ただいまから平成二十四年第一回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(皆川雅子君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第二百二十条の規定によって、二番 長澤龍夫君、三番 大橋三男君を指名いたします。

○議長(皆川雅子君) 次に、日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

○議長(皆川雅子君) 次に、日程第三、町政一般に関する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

五番 吉田太郎君。

○五番(吉田太郎君) ただいま議長より一般質問の発言の許可を

いただきましたので、二点質問をさせていただきます。

まず最初に、東日本大震災の発生から一年がたち、亡くなられた方には御冥福をお祈りいたします。また、一日も早く復興がなされるよう心からお祈りしています。

清流国体について、今年度は第六十七回国民体育大会のぎふ清流国体が開催されます。本町では、正式種目、サッカー競技、軟式野球競技が九月三十日から十月二日まで行われます。それに伴い、全国から選手、役員など、多くの方が来町されます。養老改元千三百年祭のプレイベントも含め、本町の観光振興に役立つ情報発信は多くの方に養老町をアピールできるよい機会だと考えます。

二点質問させていただきます。

養老改元千三百年祭のアピールはもとより、ことしは国体が開催されますが関心が極めて薄いと思います。そうした中、町民の皆様方の思いが少ないから何とか意識の向上を図れないか。二点目、養老町をアピールするためにも、特産品などに町独自の製品などを考えているか、町長にお聞きします。

二点目、必修化される中学生の柔道について質問させていただきます。

文部科学省は、中学生の体育で柔道を含む武道が四月から必修化を前に、指導する教員向けに、頭を打たない、打たせない、初心者に大外刈りをかけないなどの注意事項を盛り込んだ安全指針をまとめ、事故防止を図ることにしました。

二点質問させていただきます。

指導者に指導する教員向けに指導計画が作成されているか。もう一点は、柔道経験者に指導依頼を考えているか、教育長にお聞きします。以上です。

○議長（皆川雅子君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず第一点目、ぎふ清流国体の養老としての意識が低いのではないかという御質問でございますが、ことし開催されますぎふ清流国体において、本町では正式種目として、サッカー競技と軟式野球競技が行われますが、これまで中央公園野球場を初め、スマイルグラウンドや総合体育館の整備に努めてまいりました。また、運営体制を強化するため国体推進室の開設、専任職員の配置、ボランティアスタッフの確保、共催市町や開催競技団体との協議を行ってまいりました。さらに、広報啓発では、ホームページの開設、広報紙に連載記事の掲載、懸垂幕、横断幕の設置、啓発用テイスシュペーパーや、あめの作成と配布、「きらきらミナモ隊」を結成し、ミナモダンス、ミナモ体操を普及してまいりました。これらは、町内六十六カ所、八千八百七十人の参加を得ております。新年度においては、広報紙やCATVなどで特集して、より一層PRに努めてまいりますとともに、ポスターやのぼり旗を作成して町内各所に設置いたします。また、観光ガイドを各世帯に配布して、町民皆さんが会場に足を運んでいただくようにと計画しておるところでございます。なお、年間を通じてキッズ軟式野球教室を開催したり、サッカー教室を行ったりする予定でございます。

次に、特産品などをつくりアピールする考えはということでございますが、まずけれども、ぎふ清流国体は、既に飛騨地方を中心に冬季大会が開催され、多くの市町では、地元産の野菜を使った豚汁やスープ、国体弁当等、食によるおもてなしが行われており、このような取り組みは町をPRする好機とともに、重要なアピールポイントと認識をいたしております。国体期間中は、交流人口の増

加も見込めますので、地元産品を使った食のおもてなしはもとより、全国から来町された方々が、競技場だけにとどめず、養老公園を初めとする魅力ある養老を見て、食していただけるような町内周遊観光も一考の上、ぎふ清流国体のスローガンでもあります「輝け はばたけ だれもが主役」を合い言葉に、二〇一七年開催の養老改元千三百年祭を盛り上げるステップとなるよう、町民総参加のもと、養老町をアピールしたいと考えております。各事業者においても、趣向を凝らした催し物、食等のお考えもあるように聞いております。

いずれにしても、まずは競技を皆さんに見ていただき、食していただくというおもてなしを考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（皆川雅子君） 野村教育長、答弁。

○教育長（野村浩太郎君） 二点目の、柔道についての御質問にお答えいたします。

二点ありまして、柔道を指導する教員向けに指導計画は作成されているのか、それから柔道経験者に指導依頼を考えているかという御質問でございますが、中学校における武道の必修化は、平成二十年一月の中央教育審議会の答申を踏まえて中学校の学習指導要領が改訂され、来年、平成二十四年度から本格実施されることになっております。これを受けて、本町におきましても、高田中学校、東部中学校とも柔道を指導することとしておりますけれども、両方の中学校とも既に、もう十年以上前からカリキュラムをつくって柔道の指導を実施してきております。しかし、これはいずれも男子のみで、女子については来年度から初めて指導することとなっております。したがって、両中学校とも柔道指導についての指導経験は十分持っておりますし、一昨年度から県教育

委員会によって体育教師向けに柔道指導の講習が行われ、必要に応じてそれぞれ教員を派遣して研修をしてきております。

さらに、本町におきましては、議会の御理解も得まして、平成十七年に高田中学校の柔道畳を柔道連盟公認のやわらかくけがをしにくいものにかえ、平成二十二年には東部中学校の畳も同じものにかえて、安全な柔道指導には留意してまいりました。しかし、先ほど申しましたように、来年度から新しく女子の指導が始まるということもありますので、より一層安全に配慮した指導をする必要がございます。

先ほどもおっしゃいましたが、文部科学省が指導手引書を作成し、岐阜県教育委員会も指導手引書を作成中であり、来年度には県柔道協会の協力も得ながら、柔道経験者のボランティアを学校の要請に応じて派遣することも考えておられるように聞いております。本町においては、これらのものを十分活用すると同時に、これまで培ってきたノウハウを生かして、来年度の夏休みに両中学校の体育教師向けに合同の研修会を計画して、より一層安全な柔道指導を目指してまいりますので、よろしくお願いいたします。

〔五番議員挙手〕

○議長（皆川雅子君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） まず、清流国体について町長のほうから回答をいただきました。その中で、今、ミナモ体操という形で六十六カ所、八千八百人ほどの子供たちとかいろいろな関係で、アピールとかいろいろなことをやっていただける。子供さんたちはたくさんやっていますけど、大人向けの、老人の方とかいろいろな社会人の方が、全然、地域に戻ったときに、何かやるんですか、サッカー、どこでやるんですかと。確かに旗とかいろいろ立っていますけど、皆さんの意識が全然ないというのが本音なんです。

そうした中で、養老町も千三百年祭のアピールは結構していますけれども、国体に対しての思いが皆さん全然ないものですから、ぜひとも国体に向けてのいろんな会合とか、これから半年ぐらいしかない中で、本当に皆さんにアピールしてほしいと。

僕も昨年、山口国体のほうに視察に行ってきました。そのときの子供さん、幼稚園から中学校までの、僕はサッカーが専門ですけど、サッカークラブの応援に本当に一人一人が、県が違ってもその県に応援してくれている熱意というのは本当に盛り上がるなあと、思います。そうした中で、保育園から中学校までの子供たちの応援、そういう考えは持っているか、詳しくお願いしたいです。

そして、柔道の必修化につきましては、今教育長が言ったように、前からやっていたいておるといって、ちょうど僕らの中学校のときも、学校の授業の中に柔道と剣道とありました。やっぱり僕は、そういう武道というのは大切だなということを思います。

そうした中で、愛知県の高校でも亡くなられた方があります。そうした中で、我々は、心配というのが本当に大丈夫かというのが本音でございます。これからは先生方の指導、例えば一人の指導員じゃなくて、二人、三人ぐらいはつけて、やっぱりなかなか子供たちの目には届かないと思います。そして、一人の先生だけじゃなくて、二人、三人、もし見えるなら、別に本当の指導者じゃなくてもいいですから、教室における先生が、今授業をやっている先生とか、できたら教頭とかそういった方も、一人の多くで見えていただいて、けがのないようにしてほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

まず、町長のほうに答弁をお願いします。

○議長（皆川雅子君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えいたします。

私も各会合に行くことが非常に多くございますので、トップセールスとして大いにアピールをさせていただきたいというふうには考えております。現在、ボランティアを募集したところ、三百四十名ほどのボランティアの方が来ていただくことにはなっております。また、そんな中で、ペタンクの中でボランティアを募集しているということをお伝えしたところ、その日のうちに何名かの登録があったというようなこともございます。会合に出る機会等をとらえまして大いにアピールをし、盛り上げていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔五番議員挙手〕

○議長（皆川雅子君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） それと、清流国体にちよつとお願いしたいのは、今、養老改元千三百年祭に向けて「ゲンちゃん」のマスクット、グッズが売られています。そうした中で、できればこういう千三百年祭のグッズをちよつとつくってもらって、せつかく全国から見える方に、養老町は五年後には千三百年祭が行われますよというアピールを、ぜひともこの秋までにつくっていただいております。お願いしたいなと思います。

そして、最後になりますけれども、ぎふ清流国体が無事に成功すると、養老改元千三百年祭に向けて、まちづくりの事業が大きく推進することをお願いして、一般質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（皆川雅子君） 以上で、五番 吉田太郎君の一般質問を終わります。

○議長（皆川雅子君） 続きまして、一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 議長より発言の許可をいただきましたので、

二点について質問させていただきます。

まず一つ目です。

現在、養老町においては、昨年度、今年度、そして来年度の三年間で文化財アーカイブ事業として、町内の有形・無形文化財を整理、編さんしています。これまでに、国・県・町指定のもので有形・無形合わせて百八十八点の文化財をアーカイブし、養老町のホームページ上にて公開していますが、これの総事業費を教えてください。

次に、二つ目の質問です。

間もなく、養老鉄道美濃高田駅の東側出口及び駅前ロータリーの工事が終了します。駅前開発というのは、まちづくりにおける都市設計の基本の第一歩でもあるわけですが、高田駅東側出口開設後における今後の高田駅前の開発構想について、その未来像を具体的に聞かせください。お願いします。

○議長（皆川雅子君） 野村教育長、答弁。

○教育長（野村浩太郎君） お尋ねの、文化財アーカイブ事業の総事業費についてお答えいたします。

これは、平成二十一年度からやっておりますので、本年度で三年目、来年度で四年目ということになります。平成二十一年度には三千三百六十万円、平成二十二年度には一億二千四百九十五万円、それから平成二十三年度には四千九百三十五万円、これまでの三年間では合計二億七百九十万円、さらに来年二十四年度には三千六百万円を計上しておりますので、これも含めると、すべてで二億四千三百九十万円の総事業費となりまして、これはすべて緊急雇用創出事業補助金、重点分野雇用創造事業補助金の十割補助を活用して進めております。以上でございます。

○議長（皆川雅子君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 高田駅東口開発構想についてお答え申し上げます。

美濃高田駅東側の開発については、平成十八年に地元高田地区から美濃高田駅東周辺を養老町の都市拠点として整備するようにとの要望、提案を受けました。折しも、養老地域周辺では、主要地方道大垣・養老公園線バイパスや県道羽島・養老線の整備も進行中であり、町では駅東の整備について、羽島・養老線に直結する東駅として、現在、存続の危機に瀕している養老鉄道の利用者数を増加させるためには、多くの住民の皆さんが養老鉄道を利用しやすい環境に整備することが不可欠であるとの考えから、平成二十一年度より高田駅東の周辺整備に取り組むことにいたしました。そして、同年には関係者の協力のもと用地の買収を、翌年から駅東広場周辺や、アクセス道路の整備などを行いました。なお、現在、美濃高田駅の東側には、心身障害者福祉施設も整備しており、今後もオンデマンドバスの運行にあわせて高齢者や身体の不自由な人にも配慮し、駅周辺整備や道路改良を継続してまいります。

また、これからの駅前開発について、将来における本町の経済状況等の展望も見据えながら、幅広い視野でのまちづくりに結びつけていくことが大切であると考えます。平成十四年度に検討した高田駅東周辺整備構想の素案をもとに、今後も議員各位や町民皆さんの意見を拝聴しながら整備計画の策定を検討し、事業を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔一番議員挙手〕

○議長（皆川雅子君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 文化財アーカイブ事業についてですが、町

内の文化財をアーカイブして、ホームページに掲載するのにかかっている費用がこれだけということではよろしいでしょうか。ほかにもある場合には、どの部分にどのように予算が使われているかというのを教えてください。

高田駅前開発についてです。

駅前開発の成功いかんによっては、懸念される養老鉄道の存続問題にも大きな影響が出るのは間違いありません。養老町の未来を考える上でも、非常に大きな意味を持つ事業になっていくと思われまので、やるのであれば小手先の事業ではなく、三十年後、五十年後の養老町の姿を見据えた事業を展開していただきたいと思えます。

ちなみに、今回の高田駅東側の整備でかかった総額が幾らになるか、お聞かせください。

○議長（皆川雅子君） 藤田生涯学習課長、答弁。

○生涯学習課長（藤田実芳君） ただいまの岩永議員の質問についてお答えします。

当事業は、緊急雇用創出事業補助金を活用した一括した契約をしておりますので、事業が完了しております部分についてお答えさせていただきます。

平成二十一年度の総事業のうち、ホームページに深く関係する費用につきましては八百八十三万円でございます。これは、総事業費の約四分の程度に当たります。平成二十二年度の総事業の一億二千四百九十五万円のうち一千六百三十三万円が、約一割程度に当たりますが、こちらのほうがホームページに当たります。また、平成二十三年については、来週中に完了予定ですので、そちらのほうは控えさせていただきますと思います。また、二十四年度につきましては、これから新年度契約になりますので、よろ

しくお願いいたします。以上でございます。

○議長（皆川雅子君） 佐竹建設課長、答弁。

○建設課長（佐竹種男君） 議員御指摘の総事業費ということでございます。

二十一年度から用地購入ということで五百四十一万二千元、それから駅前東整備ということで、二十二年、二十三年で五百五十万、それに伴うアクセス道路、これにつきましては、二十二年と二十三年で五千二十七万円、合計一億六百七十三万三千元ということで、この事業につきましては社会資本整備事業交付事業ということで、国費五百三十万円、それから起債のほうで四千五百万、残り町費ということでございます。

〔一番議員挙手〕

○議長（皆川雅子君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 文化財アーカイブ事業についてですが、文化財を整理保存することの重要性については、私自身が学芸員の資格を持つ一人ということからも、ふだんから強く感じているところです。せっかくこの事業によって町内の文化財が整理されるわけですから、五年後に計画されている養老町にとっての一大イベントである養老改元千三百年祭を盛り上げていくという意味でも、これを機にプレイベントの一環として、養老の文化財展のようなものを開催するというのはいかがでしょうか。常設展示でなく特別展という形であれば、既存の施設での開催が可能であろうと思います。考えをお聞かせください。

高田駅東側工事について。

超高齢化社会を目前にした中で、今後は公共交通を中心にしたまちづくりが重要になっていくはず。町長におかれましては、これまでも町営バスのオンデマンド化構想の実現を目指しておら

れますが、まちづくりにおける公共交通の考え方についてお聞かせいただき、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（皆川雅子君） 野村教育長、答弁。自席でお願いいたします。

○教育長（野村浩太郎君） プレイベントの一環としては、養老の文化財展のような事業をといて御指摘でございますが、これについては、養老改元千三百年プロジェクト事業におきまして、教育委員会として実現可能な範囲で提案をしてみたいというふう

に予定しておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（皆川雅子君） 養老町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 千三百年の総括については、ただいまの教育長の答弁でよろしいかと思えます。

私のほうからは、公共交通の今後の考え方について答弁させていただきます。

まちづくりにおける公共交通については、地球温暖化や地域活性化、さらには高齢社会の町を支える交通サービスとして、その重要性は今後増すばかりであり、公共交通なしのまちづくりは考えられません。

本町内には、現在、養老鉄道と民間運営による二路線のバス、さらには町が運営する公共施設巡回バスが運行されておりますが、次年度にはこの公共施設巡回バスを廃止し、利用者が乗りおける場所と時間をあらかじめ指定できるオンデマンドバスを運行いたします。さらに、この四月には、美濃高田駅東改札口や駅東駐停車場の整備も終了し、施設の利用が可能となりますので、引き続き美濃高田に至るアクセス道路などを整備し、パーク・アンド・ライド環境の整備に努めたいと考えております。

今後、本町では、オンデマンド交通システムの一層の充実を図

りながら、このオンデマンドバスと養老鉄道を本町における公共交通の機関、いわゆる両輪と位置づけ、住民生活に密着した交通機関としての維持と、さらなる利用促進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（皆川雅子君） 以上で、一番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

○議長（皆川雅子君） 続きまして、三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、三点について質問をいたします。

初めに、都市計画決定における用途指定地域の策定についてでございます。

皆さん御存じのように、当町におきましては東海環状線の養老インターチェンジまでの予算が二〇一二年の政府予算案にて決定をつけられたということでございまして、四月の予算の成立後にも確定額が通知されるという新聞報道がなされたところでございます。この事業につきましては、前回、私、一般質問でも提案をさせていただきましたが、当町におきましては大きな経済効果をもたらし、また流通における利便性も多大なる成果が期待できると考えるものでございます。

そこで、一つ提案をさせていただきます。

やはり、こういったものを利用しながら、企業や商業施設の誘致、こういったものを積極的にを行うことで、地元民の雇用や、先ほど出ました地産作物の販売、そうしたものは促進ができ、また町を活性化していく方向であるというものでございます。しかしながら、現在、養老町の企業等の進出、また商業施設等の進出におきましては、農地法が大きく立ちはだかつておりまして、進出

を断念せざるを得ないという企業もあるようでございます。

そこで、大ざっぱな案でございますが、都市計画決定において、商業地域、そういった用途指定地域を策定してはどうでしょうかというのが案でございます。

養老町の都市計画でございますが、昭和六十一年に区域の指定、つまり線引きのみの指定でございまして、建築確認の申請だとか、一部の道路の路線認定、または公共施設の建設といった部分的な都市計画の認定しかなされておりません。今回、そういった意味で、都市計画を生かすためにも、養老インターチェンジと大垣インターチェンジを結ぶ国道二百五十八号線沿いでございますが、それを軸に、商業地域、工場地域、企業地域、そういったものの指定の策定を提案するものでございます。

この沿線につきましては、現在も農業振興区域からは沿線一筆ずつは除外をされております。したがって、開発への期待感もある地域ではなからうかというふうに考えるものでございます。商業地域の位置づけには適所ではないかという考えのもとで提案をするものでございます。この辺について、町長のお考えをお伺いしたいというものでございます。

次に、環境保全の対策でございます。

これにつきましては、私思いますには、やはり水環境でございます。

昨今の河川の汚染につきましては、目に余る汚れが見られます。私の住んでおります津屋川の近隣でございますが、わずか数キロの間に六カ所の排水機がございます。すべて私ども流末でその水を受けておるわけでございますが、年々水質が悪化しているのが現状でございます。一般的にはメダカやドジョウがすめないと言っておられますが、そのような状況からは逸脱しておるとい

ふうには、口では言いあらわせないような汚れた状態の水質であるというふうに考えております。

先ほどもお話に出ましたが、養老町におきましては、今、養老改元千三百年というようなことをうたわれておりますが、養老の起源は、清らかな水ということから、天皇から授かった名称だということふうには聞き及んでおります。現状の河川環境におきましては、私個人的には千三百年のイベントも心から喜べないような心境でございます。

我が地域でも、メダカやらドジョウ、また蛍をよみがえらせるというようなことで、四苦八苦しながら取り組みに実践をしておりますが、やはり私の地域だけでは手に負えない状況でございます。町全体で水環境について取り組んでいただかなければ解決できない問題であるというふうには思いながら、一般的な解決策といたしましては下水道の普及というのが河川浄化の一番の得策であると言われておりますが、当町におきましては、多くは望めないうふうには考えております。個人的に、案については二、三ございますが、また後々お話をしていたきながら検討いただきたいと思っております。今、水環境についての町長のお考えをお伺いしたいというふうには思います。

それから、三点目でございますが、ごみ環境の対策でございます。

ごみ対策につきましては、「三R」という言葉が叫ばれて久しいわけでございますが、当町におきましては、幸いにも南濃衛生組合におきまして、リサイクルセンターが養老ドリームパークに併設をされております。その併設をされておる現在の活用状況と稼働率、そういったものについて、これは生活環境課長にお尋ねをしたいというものでございます。

以上、三点でよろしく願います。

○議長（皆川雅子君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 大橋議員の御質問にお答えを申し上げます。

御質問の内容は、国道二百五十八号線沿いに商業地域としての位置づけの策定をしたらどうかとの御質問かと存じます。

現在、養老町では全域用途指定をしております。用途指定を行うことは、土地利用に規制・制限をかけることとなりますから、慎重な議論が必要になると考えます。

用途の混在を防ぐ目的で、住居、商業、工業などの市街地の大枠としての土地利用を定め、将来どんな町並みを予測させることとなりますので、有効な施策にはなりますが、規制をかけると建築面積に制限をされることもあります。したがって、養老町ではマスタープランで、市街地の拡大の可能性を生み出すため、高田地区周辺部は都市機能が集積してはいますが、近年、人口の減少とともにD I D——これは密集地ですね——の指定がなくなるなど、区域全体の人口の見通しがつかなく、市街地の拡大を想定されません。また、平野部全域には、地形的に宅地化の制約は少ないものの、農業振興地域における農用地区域の指定された開発行為には非常に厳しい規制がかけられており、市街地のほか想定できない状況であります。

また、東海環状自動車道の養老インターチェンジの設置によって市街化の向上が想定されるのは、周辺幹線道路に限られた地域でございます。まちづくりの方針にも、沿道商業地に二百五十八号線沿いは周辺の優良農地としての調和に留意しつつ、沿道商業地の形を図るとしております。今後は、将来の養老町の用途指定も含めた総合的な都市計画を構築する検討が必要と考えますので、十分検討させていただきたいと存じます。

次に、水環境保全の施策に関する質問でございますが、現在は事業所、工場のような産業排水よりも家庭からの排水、いわゆるトイレ、台所、洗濯、お風呂などの日常生活排水が川などを汚す最も大きな要因となっております。本町では、豊かで美しい水を将来にわたって守り、町民すべてが快適で衛生的な生活を営めるように、ハード事業として公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラント及び合併処理浄化槽設置事業により整備推進しているところであり、平成二十三年三月末で、この四事業により町内の普及率が四九・六%となりました。特に本町では、水質の維持・改善を図るため、平成十二年三月三十一日、生活排水対策重点地域の指定を受け、生活排水処理の改善に取り組んでいるところであります。

例年、町内を流れる一級河川、牧田川、津屋川を初め、その支流での水質汚濁状況を把握するため、町内十四カ所で水質調査を実施しておりますが、平成十六年度以降、いずれの調査地点も、多少の変動はあるものの、環境基準を満たしている状況でございます。しかし、今後は公共下水道整備促進による財政的な限界も考えられることから、町全体の下水道整備計画や生活排水処理基本計画の見直しの必要があると考えますので、養老町下水道整備推進協議会等に諮り、町の方向性を決めてまいりたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（皆川雅子君） 川地生活環境課長、答弁。

○生活環境課長（川地豊己君） ただいまの大橋議員の御質問にお答えを申し上げます。

グリーンパークに併設をいたしておりますリサイクルセンターの活用状況についての御質問でございますけれども、平成二十一

年の一月に竣工いたしました養老ドリームパークでは、日量十六トンのリサイクル施設を併設いたしております。古紙・古布・紙容器包装につきましては、子ども会、PTA等の資源回収が定着をしていることや、金属類、いわゆる缶類、それからガラス瓶、陶磁器類につきましては、町の収集体制が確立されている関係で、リサイクルセンターへの持ち込みは少ない状況でございます。

また、直接持ち込みに関しましては、主に事業所や倉庫の整理、または引越等によるものが多い状況でございます。また、そのほか庭木の剪定枝等につきましては、季節的には変動がございますけれども、平均的に持ち込まれておる状況でございます。建設廃材につきましては、機械の故障の原因となるということでございます。現在持ち込みはなされていない状況でございます。また、廃タイヤにつきましては、このリサイクルセンターが開設いたしました平成二十一年の一月以降、二年間の平均でございますけれども、六五%の稼働でございます。特に、この廃タイヤにつきましては、今、町の至るところで無料回収というようにことが盛んに行われているという状況もございまして、現在は少し減ってきているという状況でございます。

リサイクル施設の状況につきましては、南濃衛生施設利用事務組合のホームページ等によって中の状況も確認をすることができるところでございますので、またその辺もごらんをいただきたいというふうに思います。

また、このごみの中には、まだまだ十分リサイクルができるものもあるわけがございますので、本町といたしましては、この分別収集の徹底と減量化を広くPRしながら、皆様方に御理解いただきますように広報周知等行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔三番議員挙手〕

○議長（皆川雅子君） 三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） 先ほどの都市計画の関係でございますが、やはりいろいろな方面での制限があるというお答えで、難しい問題であるというのは承知をしておるところでございますが、二百五十八号線は昭和四十六年に開通をいたしました。ほかに例を見ないほど特に大きな発展も、道路網もないというのが、四十数年過ぎても変わらないような状況が見られるわけでございます。この養老インターチェンジ誘致を機に、二百五十八号線に特にこだわりますが、やはり地元の活性化、雇用促進のために、前向きに企業誘致、商業誘致、そういったものが必要ではなかるうかというふうに考えておるわけでございます。

二、三日前でしたか、テレビを見ておりましたら、山県市が行政の中に企業の特別誘致の係を設けるというようなお話をちよつと耳にいたしました。そんなことも必要かなというふうに思っておるわけでございます。

また、このインターチェンジの誘致を利用しなかったら町にも効果がないというようなことでは意味がないということでございますので、養老町東部のさらなる発展を期待しております。よろしくお願いを申し上げます。

水環境でございますが、先ほどもちよつと述べましたが、町民憲章にも「養老町は、緑の山、清らかな水に恵まれた」というようなのがございます。その辺もいま一度考え直していただきまして、美しい自然が誇れる養老町、これを将来の子供たちのためにも、やはり河川環境、水環境は大事なことであるというふうに思っております。

先般も、池辺地区での公民館祭りがございました。そこで少年

の主張というのがございまして、僕たちの地域に蛍の光をというのを聞かれた方もあると思いますが、小学校六年生の子供が、苦勞話やら、蛍が舞ったときの感動を語ってくれました。やはり若いも若きも切望しているのが、環境ということだろうというふうに思っています。今後も、水質調査等十分に行っていただきまして、美しい自然が誇れる養老町をぜひ確立していただきたいというふうに思っています。

それと、リサイクルについてでございますが、稼働率は六五％という考え方でよろしいのでしょうか。

それと、フル活用してほしいというのが切望でございますが、以前、リサイクルで、無料化のものにつきましては、玄関の前にちよつとしたかごといえますか、収集物といえますか、そういったものを置いて、通りがかりの人も置いていけるような、手続をしなくても置けるような方法をとっておたわけでございますが、その辺について可能かどうか、もう一度、生活環境課長さん、案でございますが、できるかどうか教えていただきまして、質問とさせていただきます。

○議長（皆川雅子君） 川地生活環境課長、答弁。自席でお願いいたします。

○生活環境課長（川地豊己君） まず、六五％という稼働率の御質問でございますけれども、これは施設全体の稼働率ということではございませんで、先ほど申し上げましたのは、廃タイヤの稼働率が六五％ということでございます。全体の数字としては、もっと低いということでございます。

それから、もう一点でございますが、ごみの直接搬入、持ち込みの許可に關することだと思えますけれども、基本的には各市町村から排出される直接持ち込みごみにつきましては、私どもの窓

口にでもって許可申請をしていただき、それを持ち込んでいただくということになっておるわけでございますが、いわゆる資源ごみにつきましても、直接許可なしにというようなお話でございますけれども、特に資源化される雑誌とか段ボール、あるいは発泡スチロール、こういった資源物について、許可なしにというようなお話でございますので、そこら辺も、私どもだけの施設ではございませんので、組合ともよく協議をして、今後、利用者が利便性のよい施設になるように検討してまいりたいと思っております。以上です。

〔三番議員挙手〕

○議長（皆川雅子君） 三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） 以上、要望させていただきまして、今後の検討をお願いし、質問を終わります。

○議長（皆川雅子君） 以上で、三番 大橋三男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は十時四十分からいたします。お願いいたします。

（午前十時二十五分 休憩）

（午前十時 四十分 再開）

○議長（皆川雅子君） 休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を

続けます。

続きまして、六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 議長より発言のお許しを得ましたので、通告に従い二点についてお伺いいたします。

まず一点目、名神高速道路へのスマートインターチェンジ設置早期実現についての進捗状況についてお伺いをいたします。

二十三年九月議会に養老サービスエリアへのスマートインターチェンジの設置について質問させていただきました。喫緊の課題であり、十二月議会においても質問させていただき予定でありましたが、諸般の事情により質問ができませんでしたので、今議会において再度質問させていただきます。

平成二十二年、町で策定した案、十月十二日、国・県・NEXC O 中日本及び町において整備方針を打ち合わせた結果、なお検討すべき課題があるとの回答でありました。NEXC O 中日本は、交通量、アクセス、採算性を重要視しており、インターチェンジの通行量、一日六百から七百台、休日は二千台の目標値はクリアできると思われるが、採算性の面で問題が残るとの認識のようです。国においては、それに加えて、地元との協力が得られるかを問題視しているようです。一方においては、当該地におけるスマートインターチェンジの設置は、観光施設のアクセス道路としての効果がやや弱いと思われることから、広域でこの問題を前向きに取り組んでいく必要があると考えております。

町において、スマートインターチェンジ関連調査をNEXC O 中日本関連コンサルタントに発注すべく、十二月補正対応をされました。町長からは、牧田川の河川管理上の問題、アンダーパスの排水問題、ガソリンスタンド、民家浄化槽の問題があり、補償が高額となるため、サービスエリア内で行える見直し計画をつくりたい。スマートインターチェンジ設置には数に限りがあるので、設計計画を早くまとめ、そして協議会を立ち上げ、地元を説明を行い、理解を得ていきたい。さらに、大垣西インター、養老インターができませんが、養老スマートインターチェンジができることに、県、NEXC O においては、距離的には問題はないとの見解。サービスエリア内では制約が多いため、ハイパーインターチェンジ

や時間制限などのできる体制をとりたい。町に西の玄関があってもいいと思っていると伺っておりますが、これらについて、現在の町長の見解を再度確認しておきたいと考えております。

また、象鼻山大橋建設についてであります。南北に分断された状態でありますから、建設促進には強い要望活動が必要であり、大垣、垂井等、期成同盟会があるものの、温度差があることは否めません。事業推進のためのスマートインターチェンジのセットと考えれば、相乗効果も出るのではと考えております。

二十一年度当初の国の計画は二百カ所、三千億円という考えでいましたが、最近では百三十カ所、二千億円と減っており、二十三年十一月現在、五十七カ所が供用開始、二十カ所が建設中とのことです。

二十三年十一月三十日、町長、議長、建設課長ほか一名、産業建設委員長として私が、国土交通省岐阜国道事務所に要望活動を実施いたしました。名神高速道路養老サービスエリアにスマートインターチェンジを設置することを要望し、実現に向けた指導と支援をお願いしてまいりました。

岐阜国道事務所では、スマートインターチェンジについての調査検討をしているとの回答でしたが、その際、町では地元協議会を立ち上げるべきこと、コンサルタントに設計委託を早急に発注する必要があることと御指導をいただきました。いずれのプロジェクトにも、関係市町の連携をとりながら、目的達成に必要なことを一つ一つ積み上げていく地道な努力が大切であります。このことにより、河北地区活性化、また地域の交通網の利便性に大きく寄与することができるものと確信しております。

そこで、三点について、町長の見解をお伺いいたします。

一点目、町会から要望が出ております国道二十一号線より象鼻

山東、牧田川、県道南濃・関ヶ原線に至る（仮称）象鼻山大橋架橋建設促進同盟会の開催状況と、それに係る総合整備計画の策定並びに早期着工についての具体的な今後の見通しをお示しく下さい。

二点目、名神高速道路へのスマートインターチェンジ設置に向けての周辺整備計画についての具体策をお尋ねするとともに、設計の見直しをされましたが、その内容を具体的にお答えいただきたいと思っております。

三点目、二月二十日、地元住民の意見を聞く会を開催されましたが、どのようなメンバーの方々との意見交換をされたのか、その結果はいかがでしたでしょうか。また、平成二十四年、近隣市町、国・県・NEXC O等で協議会を立ち上げ、周辺整備に係る費用負担を検討する必要があると思われませんが、今後のスケジュールはいかがでしょうか。

二点目、養北小学校屋内運動場、すなわち体育館の改築についてお伺いをいたします。

教育委員会において、平成十七年耐震補強工事を予定されましたが、地元の強い建てかえ要望を受けて延期されました。その後、平成二十一年に耐震補強、大規模改修工事を計画したものの、養北保育園の移転設計が出たため、移転後の跡地に建設する計画案が出されたため、方針の決定が延期された経緯があるようです。

三月十一日、東日本大震災までは、教育委員会の案では、保育園移転後に体育館を新設すると床面積が大きくなり、自由な設計ができると言われていましたが、養北保育園の移転がおくれることとなり、建設が先送りされることになってしまいました。このままでは、体育館建設が平成二十七年度以降になると思われる間

題点が浮かび、教育委員会を初め学校関係者、地元PTA、区長  
会等、関係者が検討した結果、現在地において建てかえると決定  
されました。

現在の屋内運動場については、建物面積四百七十平方メートル、  
建設年は昭和四十五年で、四十一年が経過しております。昭和五  
十五年に器具庫を一部増築されております。児童数二百十二人で  
使うには、床面積が狭い上、トイレ、更衣室もない、さらに器具  
庫も狭いなどなど、いろいろ耐震以外に改善すべきものもたくさ  
んあります。

養北小学校は、町内の小学校の体育館と比較すると、児童に対  
して床面積が狭く、今後、児童数がふえるとの推計から、新たに  
建てかえる建築面積は、一階、六百八十平方メートル、二階、百  
五十四・六平方メートル、計八百三十四・六平方メートルとされ  
ております。会議室、調理室、器具庫もあり、避難時の備蓄倉庫  
にも利用できることもあります。平成二十四年八月から平成二十  
五年三月ごろまでに完成予定と説明がございました。養北体育館  
は、地元の災害時、避難時に指定されており、地域住民の安心・  
安全のための施設でもありますので、ぜひスケジュールどおり完  
成することを期待しております。

そこで、三点について、町長と教育長の具体的な見解をお伺い  
いたします。

一点目、児童のためにどのような体育館を建設する計画ですか。  
現時点における計画の概要をお示しくください。

二点目、将来の児童数の見込みはどのように考えておられるか、  
現在建設中の体育館は、どの程度の児童数まで対応できるとお考  
えなんでしょうか。

三点目、太陽光パネル設置、UVカットなど、出入り口はバリ

アフリー等について、どのようなお考えをお持ちか。また、今後  
予想される自然災害等への備えとして、ガス管、水道管設備等の  
設置を強力に要望したいんですが、どのようにお考えですか、さ  
らに利用者の駐車場の確保は必要不可欠であります。どのよう  
に考えておられますか、具体的に御答弁をお願いいたします。

以上、一般質問内容とします。

○議長（皆川雅子君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 早崎議員の御質問にお答えいたします。

まず第一点目でございますが、象鼻山大橋建設期成同盟会の今  
後の見通しということでございますけれども、この象鼻山大橋架  
橋建設促進期成同盟会は、大垣市、垂井町、養老町、三市町で広  
域ネットワークを形成して、地域の活性化を目指し、平成十一  
年に発足して以来、十二年を経過いたしました。県の財政状況  
の厳しい事情もあり、県より当面は困難との返事を聞いており、  
全く進捗が見られない状況であるのが現状でございます。

今回、スマートインターチェンジ建設に向けて、県に早期に観  
光アクセス及び地域の活性化道路としての重要な橋梁である旨を  
強く要望し、議員御指摘のように、スマートインターチェンジと  
一体化した促進をしてみたいと考えております。

二点目につきまして、周辺道路計画についての具体策というこ  
とでございますけれども、今回、十二月補正でお願い申し上げ、  
前回の課題問題をクリアするよう対処し、実現できる計画設計を  
現在お願いしております。具体的な案がまだできておりませんの  
で、今後、計画ができた段階で議員各位にもお示しをして、さら  
には地域にも御理解できる体制を築いてまいりたいと考えており  
ます。

今後のスケジュールについてでございますけれども、去る二月

二十日の（仮称）スマートインター準備委員会として開催させていただきましたメンバーは、地域橋爪区長四人と日吉地区の区長会役員、議員、農業委員の十名と行政コンサルタントでの計十五名の構成で開催させていただきました。意見交換の内容としては、区長会は実現に向けた要望をお願いしているので、地権者の御理解、御協力をお願いするから計画の見直し案を早期に提示していただきたい要望があり、前向きな姿勢がうかがわれました。今後は、さらに地域の準備委員会、これは垂井を含めた形で準備委員会を開催し、計画案をお示しし、御理解を得て、地区協議会を含めた形で立ち上げる予定を考えております。費用負担等については、地区協議会で議論をさせていただきたいと考えております。

二番目の、養北小学校屋内運動場（体育館）の改修については、教育長のほうから答弁をさせたいと思いますので、よろしく御願いたします。

○議長（皆川雅子君） 野村教育長、答弁。

○教育長（野村浩太郎君） 今お尋ねの養北小学校の屋内運動場についてお答えをいたします。

今、議員が詳しくおっしゃいましたが、この体育館は建設から四十一年が経過して、老朽化が進み、耐震診断及び耐力度調査の上からも危険建物と判定されております。また、先ほども申されましたが、床面積が町内小学校の中でも最も小さく狭いということとございましたので、全校行事で使用するにも、これまでいろんな不都合がありました。そこで、今回はこれらの課題を解決することを大きな目的として、子供たち、先生方、あるいは地域の皆様方が安心して安全に使用できる体育館にするということを最大のテーマとして考えております。

具体的には、先ほど申されましたが、現在、まだこれから本格

設計をしてまいりますので、面積については確定したものではありませんが、先ほど申されたように、現在の四百七十平米から八百を超える面積にしていきたいと。アリーナ部分も、今三百五十平米あるわけですけれども、これも四百七十五平米と、養北小学校の規模にふさわしい大きさにしてまいりたいというふうに思っております。

また同時に、プール棟のトイレの大規模改修も行いまして、ここには、後から申しますが、バリアフリートイレの設置も検討しております。とにかく、校舎から体育館へのアクセスを廊下スタイルとしまして、運動場から校舎からも、それからプールへもすべて三方を廊下で囲みまして、利便性のいいようにしていきたいというふうに考えております。

それから、直射日光が、西東に窓がありますので、夏場の暑さということから、二階部分の窓にはルーバーを設置して、なるべく遮光をしていきたいということを考えておりますし、一階の西側は全面掃き出し入り口を採用したいというふうに考えております。

それから、養北小学校の児童数についてですが、平成四年度に三百人を割りまして、その後どんどん減少して、ここ数年は二百人前後で推移しておりますが、今推定できる数では、ここ数年、ほとんど現状と変わらないというふうに見込んでおりますが、その後は減少していくのではないかなというふうな思っておりますので、今回改築します大きさを十分対応できるというふうに考えております。

それから、先ほどの施設設備面でございますが、太陽光発電の導入、これも検討しました。いろいろ検討しましたが、環境教育の教材として使うという面では確かにいいわけでございますが、

やはり最初のコスト、それからメンテナンス経費を、他の市町でも既にやっているところがありますので、そういうところの数字を取り寄せましたら、到底かけた費用に見合った分を後々回収できるかというところ、それもほとんどできないという状況でございますし、養北小学校の向きが、西東に向いておりますので効率も悪いということ、今回、太陽光発電の導入は見送りをさせていただく予定でございます。

それから、先ほど申しましたように、バリアフリーについてはいろんな配慮をしております、運動場からとか、校舎からとか、さまざまな面でバリアフリーにするように考えておりますし、トイレにもバリアフリートイレを新しく設置することを予定しております。

それから、ガス管、水道管のことでございますが、これもいろいろ検討しましたが、二階の会議室にも思ってたんでございますが、余り大きな会議室ではないということ、それから、すぐそばに家庭科室、それから西のほうには調理室がもととありますので、非常時の場合にも十分ガス・水道については対応できるということでございますので、それからガスボンベをあの場所に設置しますと、非常時に危険もあるということでございますので、今回、体育館にはそういうガス管、水道管を布設するということについては見送りとさせていただきます。

それから、駐車場でございますが、今回プール北側の校舎と東門の間に、今いろんな備蓄倉庫とかがあるんですが、あれをすべて撤去しまして、このエリアを駐車場として整備しまして、利用者が便利に使っていただけるようにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

〔六番議員挙手〕

○議長（皆川雅子君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 名神高速道路へのインターチェンジの件についてでございますが、一点目にお伺いしました区長さんから要望も出ております象鼻山大橋にもかかわる問題ではございませんけれども、なかなか難しいということ、とても残念に思うところでございますが、今後、その促進期成同盟会の開催もたびたびされて、私たちの今の河北の状態、スマートインターチェンジについても、そこと相乗効果があるということを確認していただきながら、その期成同盟会も年に数回なり開催されて、養老町の意向を聞いていただきたいなど、そのように私は今望んでおるところでございます。

この二点目の件でございますけれども、二点目の件も、やはり養老町だけではなくて各市町ともたくさん関係がございますので、その点につきましては、また町長に後日でもお伺いしながら、進捗状況を聞きながら理解を深めていきたいなど、そのように思っております。

三点目でございますが、つい先日、地元の方の御意見をお聞きしましたときに、どのようなメンバーの方かなと思いましたが、今お聞きしまして、十五名の方が一応地域の住民の方の意見を聞いていただいて、なかなか結果はいいということでございますので、十二月補正にも組まれたように、新しい見直し案のスマートインターチェンジの計画案が早く出て、皆さんに早く公表できるようにしていただければいいなあと、そのように思っております。

どちらにいたしましても、養老町でも池辺の近くと、私たちの養北地区というのはかなりの温度差がありまして、考え方も大分違っております、スマートインターチェンジにつきましては、

地域の方もかなうならインターチェンジと同時にできるぐらいの気持ちで皆さんは望んでおられると思いますので、その点もよろしくお願いしたいと思っております。

そして、町長が言われましたように、準備委員会、また地域の地区委員会、地区協議会を立ち上げるといふこともありませんが、この後、準備委員会というか、こういう皆さんが十五名集まられた大型の委員会は、まだこれから数回あると思われるですが、次はいつごろにされる予定でみえるのかといふことをひとつお聞きしたいと思っております。

そして、スマートインターチェンジの促進事業費として三万円計上されておりますけれども、それは少額なので何のお金かなといふことを思いました。やっぱりこれは準備委員会のためのお金だったのかなあと、そんなふうにも理解しておりますが、それもお答えいただきたいと思えます。

それから、二点目の養北小学校の屋内運動場です。体育館のことなんですけれども、先ほど教育長のほうからもいろいろお示しいただきました。どちらにいたしましたか、場所の変更をしたこととか、保育園の建設がちよつとおくれたこととか、いろいろ地域の方には問題点が残っているような気もしておりますが、人数的なことはもう十分であるといふこともお聞きしました。

そして、内容につきましては、一点目、二点目は結構なんですが、三点目、私が申し上げましたのは、PTAの方から、UVカットのこととか、バリアフリーのこととか、それから避難所になっているので、こういう設備はどうなのかといふようなお話を直接いただきましたので、質問させていただきましたが、今教育長の答弁によりますと、やはり危険性があるといふこともありまして、提案をされた方には御返事はそういうふうにしていかなければ

いけないなと思っておるところでございます。

それで、今お聞きしたかった点だけお願いいたします。

○議長（皆川雅子君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） この象鼻山大橋とスマートインターチェンジは一体と考えて、県・国等に要望をしていきたいといふふうに

考えております。どちらが先でどちらが後といふことは言えませんが、先ほど申しましたように、県のほうとしても、財政的なものがございまして進捗状況が見られませんが、スマートインターチェンジと一つにしてといふことと、それから広域的に垂井、大垣を含めた中で、この促進期成同盟会のほうから強く要望をしたいといふふうに考えております。

スマートインターチェンジと養老インターチェンジ、これは同じようなものではございますけれども、やはり養老町としては、北の玄関口と南の玄関口というような位置づけでありますので、この二つがそろって初めて養老町も大きく地域の活性化が行われるだろうといふふうに考えております。

今後、予定としましては、準備委員会、先ほど言いましたように、まだ具体的な計画ができておりませんので、それを今度お示ししながら、少なくとも地区の地権者の同意を得られるといふことが一番の大きな問題でございまして、それをクリアした中で、次は垂井を含めた広域的な協議会というものを立ち上げていきたいと思います。

それから、最後に、三万円の予算でございますが、これは賄いでございます。以上でございます。

〔六番議員挙手〕

○議長（皆川雅子君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 町長よりいろいろ説明をいただきました、

財政上は厳しく、県も国も厳しいことを申ししておりますが、なるべく養老町としては早期に実現するように協力体制をとっていただかなければいけないなど、そのように思っております。

それで、今の準備委員会というのは大体いつごろ予定されておりますか、それをお聞きますとの、名神高速道路のインターチェンジの早期実現につきましては、町長の施政方針の中に、スマートインターチェンジは地域の御理解を得ながら準備委員会、地区協議会の設立に取り組み、早期実現に向けた対策を講じてまいりたいと述べておられます。スマートインターチェンジの実現は養老町単独ではできないので、近隣市町、特に大垣市、垂井町の協力を得ながら、地元と協力的体制を確立し、国・県及びNEXC○中日本の要望活動を積極的に行っていたきたいとお願いしております。

また、養北小学校の体育館のことでございますけれども、安心・安全な環境で学習ができることと、児童の教育に役立つ体育館であること、そして地域の防災の拠点となると同時に、生涯学習としても地域住民が利用できるような養老町としてのモデル的な体育館にしていたらと要望しておきたいと思っております。

これにて私の質問を終わらせていただきます。

○議長（皆川雅子君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） この象鼻山大橋とスマートインターチェンジ、期成同盟会ができて十二年たつわけでございますけれども、本当に何の進展もございません。また、スマートインターチェンジと一体となつての要望というものも、今までちょっと声が小さかったように思います。地元の皆さんの御理解を得られるということになれば、大きく要望をしていきたいというふうと考えております。また、垂井、大垣市との首長での話し合いの中でも、

地区がまとまっていたただければ大いに協力をさせていただくという事は確約をいただいております。

それから、体育館についてでございますけれども、先ほども教育長のほうから答弁もいたしましたけれども、バリアフリーについても、大きさについても、それから今度は少し掃き出し口をとるといふことで、夏あたりの暑さ対策ということもなされておりますし、また日よけ（ルーバー）の設置も考えておりますので、過去にない体育館になるというふうには私は思っております。以上でございます。

○議長（皆川雅子君） 六番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

○議長（皆川雅子君） 続きまして、七番 野村永一君。

○七番（野村永一君） ただいま議長の許可を得ましたので、通告に基づき、消防の広域化、消防・救急無線のデジタル化について、本町の介護福祉及び地域包括支援センターの現況は、国道二百五十八号線の養老大橋の橋梁の陥没について、三点質問いたします。それでは一点目、消防の広域化、消防・救急無線のデジタル化についてであります。

平成十九年に都道府県による消防広域化推進計画が策定され、平成二十年には広域化対象市町による広域消防運営計画が策定されました。平成二十四年までに消防広域化に向けた方針であります、質問いたします。

本町においては、西濃地方での広域化が進められていましたが、その後の進捗状況について、また平成二十八年をめどにしている消防・救急無線のデジタル化について、平成二十四年度には電波伝搬調査を実施し、慎重に検討対応するとなっておりますが、現地

調査を含む基本計画がどこまで進んでいるのか、まだ最終的には工事総額が幾らになるか、予定で結構ですので、お伺いいたします。

次、二点目、本町の介護福祉及び地域包括支援センター現況についてお伺いします。

介護基盤緊急整備特別事業交付金が平成二十三年度に七千万円、その内訳は、小規模グループホーム施設整備に一件、あと一件は公募中と説明され、本年度においては一億五千六百万円が計上されております。

質問いたします。

本町における介護サービス事業者数、介護保険施設数、居宅介護支援事業所の施設数及び入所者数、次に介護支援専門員、ケアマネジャーの人数についてお伺いします。二つ目に、養老町社会福祉協議会内での居宅介護支援事業が廃止となった理由を、また三つ目に、地域包括支援センターの現況についてお伺いします。三点目、国道二百五十八号線の養老大橋の橋梁の陥没についてであります。

国道二百五十八号線は養老町唯一の国道であり、昭和四十年に桑名―大垣間四十一・七キロメートルで、一日の計画交通量二万九千五百台、そのうち大型車両九千五百台の予定で供用開始され、現在では県内有数の大動脈であります。大垣市と養老町の境界、牧田川にかけられている養老大橋に最大十七センチメートルの陥没箇所が見受けられます。どのように対処されるか、お伺いいたします。

以上三点を一般質問内容といたします。

○議長（皆川雅子君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 野村議員の御質問にお答えをいたします。

まず最初に、養老町の広域化に向けた進捗状況ということですが、消防・救急無線は、これまでアナログ通信方式により音声主体の運用を行っておりますけれども、平成十五年十月に総務省総合通信基盤局から電波法関係審査基準の一部改正が出され、アナログ周波数の使用制限が平成二十八年五月三十一日までとされたことから、平成十八年度末に岐阜県が取りまとめた消防・救急無線の広域化、共同化及び消防指令業務の共同運用に係る整備構想をもとに、消防・救急無線のデジタル化及び広域化、共同化を具体的にどのように推進していくかの検討会が持たれました。平成二十年三月に岐阜県消防広域化推進計画を策定され、西濃地区一市三町（海津、養老、垂井、関ヶ原）の組合が広域化の対象になり、三消防本部と岐阜県消防課、西濃振興局を構成員で西濃地域消防広域化等研究会を平成二十一年九月一日に設置し、三消防本部が連携することで可能となる消防の広域化を初めとする消防体制の充実強化策を研究することとなりましたが、断念することとなり、消防業務の一本化については検討するということとなりました。

平成二十二年第二回西濃地区消防長会で、大垣消防組合消防本部が指令業務の共同運用の話し合いから脱退の意思表明をされ、西濃四消防本部の共同運用の話し合いとなりました。平成二十三年に四消防本部の消防長会を開催され、消防指令業務の共同運用は現在の時点ではしないという方向で、将来は西濃地区で消防指令業務の一本化でいく方向で決まりました。また、養老町と海津市の指令室の共同運用も、デメリットが多いため、単独運用の意見の合意で済みました。平成二十三年十二月十二日の県議会常任委員会でも報告されております。

次に、このデジタル化についての進捗状況と、デジタル化に要

する予算でございますけれども、消防・救急無線設備は、基地局無線設備が二カ所、固定局無線設備が二カ所及び陸上移動局無線機、これは車載無線機十九台と携帯無線機が十二台、可搬型が二台配備されておりますが、すべてアナログ式であり、アナログ周波数の使用制限である平成二十八年五月三十一日までに消防・救急無線デジタル化を進めてまいります。平成二十四年度からは電波伝搬調査を含めた基本設計を作成し、平成二十五年年度に実施計画を行い、平成二十七年年度に整備計画に基づいて整備を進める予定でございます。

これに対する予算でございますけれども、平成二十四年度は、電波伝搬調査の総額は二百二十万円でございます。養老町分が百十六万七千円。次に、平成二十五年年度において実施計画を立てますので、その総額が百五十七万五千円、養老町分が八十四万円でございます。平成二十七年年度には整備計画を行いまして、総額として三億五千五百九十一万一千円、このうち養老町分が二億二千七百三十三万四千円でございます。この事業の総額は、大垣市を含めて三億五千九百六十八万六千円、これが概算でございます、あくまで現在のところは、そのうち、養老町分については二億二千九百三十四万一千円でございます。

財源内訳としては、防災対策事業、国の防災基盤整備事業として七〇%の補助、養老町分が二億二千九百三十四万一千円のうち七〇%ということで一億五千九百万円、一般財源七千三十四万一千円を見込んでおります。

次に、介護福祉の地域支援センターの現況についてでございますけれども、まず第一点目の介護サービス事業者数は、全部で四十一事業所、介護保険施設数は二事業所でございます。居宅介護支援事業者の施設数は九事業所、入所者数は、これは平成二十三

年十二月現在で、介護保険施設が百二十四名、地域密着型施設が四十一名で、ケアマネジャー数は、居宅介護支援事業者が二十一名、介護予防支援事業者が五名となっております。

二点目の養老町社会福祉協議会内の居宅介護支援事業につきまして、介護支援専門員の確保がでなくなったことや、民間事業所の参入により、平成二十年三月三十一日をもって廃止をいたしましたものであります。

次に、三点目の地域包括支援センターの現況についてでありますけれども、職員の配置といたしましては、正職員は所長が兼務で一名、保健師、それから主任介護支援専門員を兼務してありますが一名、臨時職員が、社会福祉士が一名、介護保険支援専門員が四名となっております。現在、正職員及び社会福祉士の二名で、虐待、精神、知的障害、迷惑行為、酒乱、ごみ屋敷等、三十七件の困難事例を抱えており、臨時職員である社会福祉士及び介護支援専門員の五名は、居宅介護支援事業者としてのケアプラン百七件を担当しております。

また、主な介護予防事業といたしまして、歯科衛生士による口腔機能向上の教育、口腔清掃指導、摂食嚥下機能を組んで、理学療法士、運動指導員、看護師等による体力測定や、いすなどを使った座位中心の運動を行う運動機能向上プログラム、それから簡単な計算と読み書きを生活の習慣にすることにより認知症の予防を行う脳の健康教室、それから認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援者を募る認知症サポーター養成講座を実施しております。

次に、三点目の国道二百五十八号線の危険性についての御質問でございますけれども、国道二百五十八号線の養老大橋架橋は、既に橋梁寿命化計画に基づいて診断も実施しており、結果において

安全性に欠けた橋梁ではないという報告を受けております。特に二百五十八号線の下り路線、大垣から桑名に向かって走行していると、確かに、かすかに肉眼で見ると、下がったり波が打っているような感覚を見受けられますが、構造上、何の問題もなく安全な橋梁でございます。一部に雨水がたまっており、排水口が詰まっていた状況であったため、これについては修繕し、路面においても舗装が完了しているとの報告を受けております。安全上、道路パトロールを一日置きに実施して確認している状況であります。が、今後は、毎日パトロールで発見できない場合もあるわけで、一般住民、また町からも、走行上安全に支障を来す事態がある場合は、直ちに国道維持事務所に連絡して対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔七番議員挙手〕

○議長（皆川雅子君） 七番 野村永一君。

○七番（野村永一君） 再質問いたします。

まず一点目の消防課の広域化について、以前から検討されておりましたが、今後、広域ではなく養老町単独でいくというふうに理解してよろしいわけですね。

救急無線のデジタル化については、広域は海津市、養老町、非常にデメリットがあるというところで断念したということでございますが、デジタル化については、これはアナログからデジタル、それから電波法もありますけれども、そのデジタルのメリットを十分に解釈・理解していただいて、着地点を平成二十八年度ではなく、その予算の許す限り、少しでも期間を早くして御利用されるとき、そのメリットの消防共同化による施設の削減とか、消防の広域活動が十分に対応できますので、よろしくお願いいたします。二点目の、介護福祉地域包括支援センターについてであります。

が、まず社会福祉協議会の介護専門員が確保できないからというところで断念したということでございますが、私の手元に居宅介護支援事業者名簿、これは西濃一円すべて網羅してございまして、ケアマネジャーを社会福祉協議会に置いていないのは養老町だけなんですわ。社会福祉協議会の目的が老人介護ということから考えますと、これは確保できないから断念しましたというわけにはいきませんので、今後、社会福祉協議会のあり方について、質問の中に入れておきたいと思っております。

地域包括支援センターについてであります。先ほど金額及び人数についてお伺いしました。それは、養老町が小規模多機能居宅介護施設の開所をされ、施設の充実を実感しますが、確かに施設数をふやしたということは、非常に福祉が充実されたというふうに思われますが、近々のこの新聞内容によりますと、介護保険料が平均四千七百四十九円に増。養老町は、二〇〇九年度から二〇一一年度は三千六百八十円でしたが、二〇一一年度から二〇一四年度には、まだ通っていませんが、四千四百六十円で七百八十円の増額ですね。一年で九千三百六十円、御夫婦ですと一万八千七百二十円の増額になるわけです。その増額になった理由というのは、ここにも介護基金の八割取り崩しの中で、特に大幅にふえているところというのは、施設数がふえているから介護保険が高くなるというふうに私は理解するわけですね。ですから、福祉の町イコールそういう施設が多ければいいということではないかと思えます。

そこで、地域包括支援センターについて質問いたしました。先ほどの回答が、正職員が二名、一名は育児休暇で今休業中というところで、近々復職されるというところで、あと保健師、社会福祉士が臨時職員ということなんです。この臨時職員ということと

ろを前の総務委員会で報告していただきましたが、私独自で岐阜県内の地域包括支援センターの設置要綱等を調べましたところ、隣の津市の条例の第四条に職員配置という項目がございます。センターに次の職員を配置する。一、センター長、二、保健師、三、社会福祉士、四、主任介護支援専門員、その他各号に掲げる者のほか、市長が必要と認められた者というふうに記載されております。

養老町の地域包括支援センターの中身、皆さん事例集をお持ちでございますが、その第六条の中に、センターに所長、その他必要な職員を置くというふうになっております。その他必要な職員というのはだれのことかということが非常に疑問を持つところでございます。地域包括支援センターの養老町のイメージ、引っ張りますと、養老町のホームページは「誇りと愛着が持てるきずなを大切にするまち養老」「包括支援センターは地域住民の保健医療の向上及び」というふうになって、場所は保健センター二階に設置しています。その中で、社会福祉士と主任ケアマネジャー、保健師がチームアプローチ、全体にチームを組んで多目的に、先ほど言われました困難事例等に対処していくということで、果たしてその臨時職員が対応できるかということですね。町民の皆さんが相談に行った場合、身分保障されていない方、それは預貯金から社会保険庁からすべてその対応者が行くわけです。今、正職員が一名しかお見えになりませんが、果たして一名で対応できるか。この中に、地域包括支援センターというのは二十四時間対応というふうにもうたつてございますが、職員は五時二十分まで終わりですね。それ以降は、じゃあだれが携帯電話を受けるかということ、じゃあ臨時職員がそのような対応ができるかということ、ほかの地域包括支援センターは、正職員が五名な

り六名でローテーションを組んでやってみると。養老町は一名、センター長がやっていただければ二名になるんですが、そういうところも確かに人件費のことを考えると臨時職員のほうがよろしいかと思うんですが、ぜひとも正職員で、条例に何名とまでは、条例の改正は必要はない、いずれやっていたくのがよろしいかと思うんですが、その点をお聞きいたします。

三点目の養老大橋の陥没についてでございますが、既に橋梁診断、これは阪神大震災を契機にチェックして問題がないということでございますが、先ほど言われた下り路線のところに確かにへこみ、じゃあ、このへこみはいつ確認されたということですね。住民の皆さんが心配だということですね。雨が降った後に行かれると、非常に水たまりがある。水たまりがあることは、陥没しておるというふうの理解しか得られないわけですね。ですから、国道管理事務所が幾ら説明されても、現実を知っておるかというところで再度確認していただいて、水がたまるそのものが、恐らくドレンが詰まって、舗装は終わっておりますけれども、その舗装がドレンの口をふさいでいるかと思えます。それと、設計上何ら問題ないということですが、国道二百五十八号線の設計を確認しますと、下り、大垣から養老方面の境は、大垣側はひねっておるんですけども、養老町側はそこから直線になるという道路で、へこんでおるのは当然というか、設計上何ら問題はないというところでありますが、まず水がたまるということ自体が非常に町民が不安を起しますから、ぜひとも早急に再確認をよろしくお願いいたします。

私の再質問いたします。

○議長（皆川雅子君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） デジタル化についての計画でございますが、

先ほど申しましたように、平成二十七年に整備計画ということでございますので、いずれにしましても二十八年までにはどうしてもやらなきゃならないことですが、一応二十七年をめどに計画をしているというふうに御理解をいただきたいと思っております。

それと一点、先ほど私、予算の手当てについて、「補助」と言ったと思いますが、これは補助ではなく「起債」でございますので、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

それから、地域包括支援センターの正職員の配置の考え方についてでございますけれども、本格的な高齢化社会を迎えて、困難事例が年々増加しているということ。そういう中で、責任ある対応が求められるようになっておりますので、臨時職員で対応が困難な事例が増加しておりますので、ある程度経験のある有資格者を採用するよう検討してまいりたいと思っております。

それから、二百五十八号線の問題でございますが、再度職員を派遣しまして現地調査をさせるとともに、国道事務所にも再調査を依頼してまいりたいというふうに考えております。

〔七番議員挙手〕

○議長（皆川雅子君） 七番 野村永一君。

○七番（野村永一君） 二十四年度の養老町介護保険事業特別会計、歳入歳出それぞれ二十三億五千五十万円で、前年度より一二・一％というふうになってございますが、その福祉のまちそのものが予算だけ多くするんじゃないかと、逆にこの予算をいかに減らすかというところが、逆に住民の皆さんの要望だと思っております。ただ単に支援一、二にするとか、介護の一、二、三に認定するところじゃなくて、その支援一、二に行くまでに、行政がどのような手段を打つかというところも、それが本来の福祉のまちだというふうに思いますので、安心して暮らせる町を目指して、強くお

願いましたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（皆川雅子君） 以上で、七番 野村永一君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後一時からいたします。

（午前十一時四十二分 休憩）

（午後 一時 〇〇分 再開）

○議長（皆川雅子君） 休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を

続けます。

十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき、二点で質問をいたします。

質問に入る前に、今回の改良住宅問題を質問通告した経緯について述べさせていただきます。

昨年末、私は、町内にも県内にも身寄りのない改良住宅の又借りをしていらっしゃる方のみとりに立ち会いました。三、四年前から体の不調に気づかれていながらも、だましました。仕事に行き、もうだましがきかない状態で病院に行かれたときは、余命一年余との宣告を受けられました。その間、通院、入院を繰り返されながら、国民健康保険税を納めておられず、貯蓄はあつという間に医療費やタクシー代に消え、生活保護が受けられないかとの相談があり、担当課に御一緒に出向いたのがきっかけでした。幸いにして、生活保護申請が受理され、保護決定通知には、入院時には生活扶助二万四千五百円、住宅扶助四千三百円の約三万円、自宅療養の場合は、生活扶助六万六千四百円、住宅扶助四千三百円の約七万円が交付されました。

しかし、まだ会話が成立していた十二月初旬に、私はこのような用紙を二枚渡されました。その用紙を見、これまでの議会質問や、議会での町長答弁が否定されたようなむなしさと怒りが込み上げました。その内容を拡大パネルにしたのがこれです。住所を特定するものや氏名は黒く塗りつぶさせていただきました。

岐阜県宅建物取引業務協会指定用紙という用紙に、建物賃貸借契約書ということで、借り主Aと貸し主Bとの間において次のとおり賃貸借契約を締結したという内容です。第一条には、月額二万円、そして第二条には敷金十万円、賃借期間は平成十二年一月より十四年の一月までの二年間、そして、もう一枚は一年間の賃貸借契約書でした。裏面には、貸し主、要するに町との契約者の口座番号、銀行の支店名、その下には貸し主A、借り主B、そして保証人という署名捺印のもとで作成されたものです。

このことを踏まえ、一件目の改良住宅問題について、四点で質問をいたします。

公営住宅法第十五条には、町は、常に公営住宅の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うよう努めなければならないとされています。また、同二十七条入居者の保管義務などとし、二項では、入居者は、当該公営住宅を他の者に貸したり、入居の権利を他の者に譲渡してはならないとされています。さらに、養老町改良住宅管理条例でも、入居資格、転借または譲渡の禁止、住宅以外の用途使用の禁止、住宅の明け渡し請求などを条文化しています。これらの法や条例を根拠に、まず現時点において四百八十二戸の改良住宅の入居実態について伺います。

二点目は、契約者以外の入居実態に対し、町は法や条例に基づき、契約者に対し、どのような是正措置を実行してきたのでしょうか。

三点目は、四月から建設部建設課に改良住宅対策室を設置するとしています。職員の配置や、対策室の規則や要綱の制定や内規は考えているのでしょうか。

四点目は、町長は、施政方針で改良住宅の払い下げの方法や空き家の返還、家賃の値上げ、滞納家賃の整理などを、改良住宅特別委員会などで解決策を見出したいと述べておられます。私は、現在の特別委員会の構成に加え、地区住民、一般町民、また利害のない団体として、県に政策的・建設的な具申をしている国民融合同和県民会議、または法律家、さらには県にも町を指導監督する責任があるとの立場から、参加を求めた現在の構成を改編する見解を求めたいと思います。

続いて、二件目は、介護中カードの作成と配付について、その見解を求めます。

介護が必要な障害者や認知症の人に付き添い、公共トイレを利用したり、衣類や下着を購入する場合、特に男性が、母親、妻、娘など異性間の介護や購入では、店側や周囲に不審や誤解を生じることが多々あります。大型店でも小売店でも店員の理解を求める努力をしても、周囲まで払拭されるとは限りません。そこで、介護中カードを作成し、必要とする希望者に無料で配付することを提言するのですが、その見解を求めます。

○議長（皆川雅子君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の御質問にお答えいたします。

第一点目、改良住宅問題についての第一点目でございますけれども、現時点での入居実態でございますが、平成十八年度に実態調査を行った結果をもとに、現在把握している入居実態は、四百八十二戸のうち町への明け渡し七戸、住宅契約者二百十六戸、住宅契約者の三親等内の親族五十九戸、住宅契約者の三親等外の

親族が二戸、住宅契約者、それから親族以外の者百十三戸、空き家が六十四戸、それから続柄不明が二十一戸でございます。

それから、これまで契約者に対してどのような是正措置を執行してきたかという問題でございますが、入居実態の回答でも述べましたが、住宅契約者親族以外の居住者が百十三戸でございます。養老町改良住宅管理条例第六条の規定を準用した養老町営住宅管理条例第二十五条に、入居者は、町営住宅を他の者に貸し、またはその入居の権利を他の者に譲渡してはならないと定めておりますが、これまで修繕等で訪問した際には、口頭で注意したことはありますが、町営住宅管理条例第四十一条に基づき、当該改良住宅の明け渡し請求をした事例はございません。今後は、払い下げに向けた事業の中で、又貸しの是正、空き家の返還について取り組んでいきたいと存じます。

第三点目の、職員配置等の質問でございますが、改良住宅対策室の設置については、養老町行政組織規則第五条、これは課内室の設置の条項でございますが、その中で、建設課内に改良住宅対策室を置き、当該室に推進係を置くこととなっております。また、第七条、これは課内室の分掌事務でございますが、推進係は改良住宅の払い下げや町営住宅の管理に関する事務を行います。なお、職員配置人数については、事務職、これは専属でございますが、当面二名、それから技術職、これは兼務で一名を予定しております。今後は、払い下げ等の時期が明確になった時点で、職員の増員も検討してまいりたいと思います。

業務については、これまで管理情報課で行ってきた町営住宅及び改良住宅の管理や、今後の改良住宅の払い下げ等に関する事務を引き続き進めてまいります。規則・要綱を新たに制定する予定はございません。

それから第四点目、特別委員会等の組織の改編についての御質問でございますけれども、改良住宅特別委員会は、平成二十一年十二月に改良住宅の円滑な用途廃止等の推進を図るために設置されました。町議会議員六名、町職員六名、計十二名で構成されており、これまで五回の委員会を開催しております。また、住宅地区区長等七名で構成される役員会が、平成十七年六月より改良住宅対策委員会に名称を変え、改良住宅特別委員会の協議に即して地元協議を進めてまいりました。今後、払い下げ等の審議を進めるに当たって、地元の皆さんの意見を直接聞いて議論を進めていくのは大変重要であると考えております。県職員等、議員御指摘のメンバーの会議への参加も含め、組織編成については今後検討してまいりたいと考えております。

次に、第二点目の介護中カードの作成と配付についてでございます。

日常生活に付き添いが必要な認知症の高齢者の人口は、二〇〇二年には百四十九万人でありましたが、二〇一五年は一・七倍の二百五十万人に上ると推計されております。今後も高齢化が進むことから、二〇四〇年には三百八十五万人まで増加するとも予想されております。

こうした状況下、平成二十一年七月、静岡県主催の認知症家族介護者との意見交換会で、認知症の妻に付き添って女子トイレに入ったとき、周囲から冷たい目で見られた。介護者であることを周囲に知らせるようなマークをつくってほしいとの声が発端となり、静岡県が主体となって、昨年四月から、知らなくても介護をしていることがわかるよう「介護中」の文字を入れ、手を示すイラストで介護を表現したデザインの介護マークを三万セット作成し、県内すべての市町村及び県出先機関を通じて、これまでに一

万二千七百九十七人に配付されており、厚生労働省においても、地域で高齢者を支えていく先進的な好事例の一つとして、昨年十二月十三日付で全国普及の周知通達がなされたところであります。当町といたしましては、岐阜県内での認知度が低く、各市町村の取り組み事例がない状況ではありますが、なるべく早い時期に手がけられるよう体制を整えてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（皆川雅子君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問いたします。

先ほどの答弁で、明け渡しなどは条例に基づいてのこれまでの事例はないということでしたけれども、大橋町長も就任されてまだ一年余という中ではございますが、質問していきたいと思えます。

明け渡し請求ができるとし、入居者が不正の行為により入居したとき、あるいは入居者が家賃を三月以上滞納したときなどを上げております。また、町から請求を受けた入居者は、速やかに明け渡さなければならぬとしておりますけれども、この明け渡し請求ですが、法や条例をまずどう認識しておられるのか、お尋ねします。

また、いなべ市では、滞納者に関し法的措置を講じたことで又借りも含めた反響があり、こういう言い方はおかしいのかもしれないが、法的措置でその契約者以外の入居者を是正していく、そういうふうなことも学んでおります。一方、又借りをしておられる方の生活権も保障しながら、行政の強制追い出しではなくて、猶予期間を設定し、条例に基づく当たり前の対応をすべきと思えますが、お伺いをいたします。

また、改良住宅対策室は、三名からスタートするというふうな答弁だと聞きましたけれども、平成二十一年八月十二日に町は先進地視察としていなべ市に行っております。報告によると、いなべ市では、平成十四年の地対財特法の失効とともに、専従職員五名程度から成る環境整備課を発足し、滞納整理、登記事務、県との交渉などに当たるとし、取り組んでおります。もちろん又貸しの廃止、政策家賃から応益・応能家賃、住宅の適正管理について提示したと記されていますが、いなべ市は九十四戸です。九十四戸で専属五名の職員。また、平成二十二年五月十二日には、長浜市の旧虎姫町、ここは四百七十六戸で養老町と同規模ですけれども、正職四人、臨時一名の五人体制で払い下げを推進しているというふう聞いております。

私は、職員の体制がその事業を大きく前へ推し進めると思いますが。当面は三人だけでも、事業の規模で増員していきたいというふうなことでしたけれども、私は、少なくともこういう先進地事例のもとで、もう一度考えていただきたい。そのお考えはあるかどうかについてお尋ねをいたします。

次いで、改良住宅特別委員会は、平成二十一年十二月一日に設置要綱をつくり、先ほど町長も述べられました五回の委員会を開いてきました。私自身は三回から五回まで協議に入っていますが、議論の中心は住宅家賃の滞納、入居者の承継、又貸し、空き家問題に集中しています。それは、議会の一号委員が正・副議長、各常任委員長など充て職であるため、要綱には二年とありますけれども、実質的には一年の交代です。また、二号委員の役職も、四月から部制の導入で検討されなければなりません。これに関しては、先ほど検討していくというふうな答弁でございましたけれども、いつごろまでに、今度六回目はそういうメンバーで協議会を

開くのかどうか、その時期についてお尋ねをしておきたいと思  
います。

○議長（皆川雅子君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問、明け渡し請求についての見解でござ  
います。この問題についての法に沿った執行を進めるのかどう  
かという問題でございませけれども、二番目の生活困窮者に配慮  
しながらというところとも関係すると思いますが、法に沿った執  
行というのは、私が公平・公正ということを常に申しているところ  
でございまして、法には沿って執行すべきが私も行政の仕事  
であるというふうには思っております。ただし、この改良住宅問  
題を解決する上においては、人権問題にも絡むことから、やはり  
幅広く人材を募り、対処していくことになるかというふうに思  
います。

そういった意味で、改良住宅のメンバーについての再質問と同  
じように、今後、解決に向けてのメンバーについては、議員の御  
質問のようなメンバーを含め検討する必要があるかというふう  
に考えております。

ただし、次回、このメンバーを変えるかどうかにについては、も  
う一度現在の改良住宅のメンバーによって、その中でもう一度  
お話をさせていただき、取り組んでいくようにしたいというふう  
に考えております。

それから、改良住宅対策室の職員のメンバーでございますけれ  
ども、初めての設置でありますし、先ほども申しましたように、  
改良住宅の解決の特別委員会の方向性を見出しながら、増員につ  
いては考えていきたいというふうに考えております。以上でござ  
います。

〔十三番議員挙手〕

○議長（皆川雅子君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 先ほど、現在の入居実態に関する報告

をいただきました。契約者親族以外の者、いわゆる外国人も含め  
て又貸しをしているのが百十三戸、空き家六十四戸、これは契約  
者すべてわかっているのかどうか。それから、続柄不明な住居二  
十一、町が把握しない方が入居しておられるということであれば、  
最近問題になっております孤独死や餓死、またそういう町の管理  
する住宅において続柄不明な方が居住している実態を知りながら  
そのままにしていこうというふうに解釈をしてよろしいのでし  
ょうか。いわゆる契約者二百十八人以外は、ほぼ契約者以外の入居と  
いうふうに考えてよいのかどうか、その点もはっきりとした数字  
でお知らせいただきたいというふうに思います。

それから、生活保護から又借り家賃のこの方の場合は一万五千  
七百元であります。特に、入院時の生活保護費三万円のうち、二  
万円をそういう形で契約者に住宅家賃とするわけですから、一万  
円でおむつ代や病院の生活にかかわるようなものを購入するとい  
う点では、本当に大変なことでありませ。また、これは生活保護  
法に抵触する、そういうふうには私は考えるのですが、担当課長の  
見解を求めませ。

町民の大切な血税で建設し、維持管理される町の財産、または  
町民の財産である改良住宅で、契約者が家賃収入を何年も得て暮  
らしている、複数の住宅契約をしている方もあるわけございま  
す。どんなに理由を述べても道理があるというふうには言えない  
と思ひませが、町長の見解を伺いたいと思ひませ。

また、議会に改良住宅管理条例の必要性のもとに制定し、議会  
に議決を求め、議会は全会一致で可決したと承知してませ。こ  
の条例は、入居者の権利や義務をうたいながら、一方では町の管

理能力、管理責任を問う内容であると思いませんか。平成二十三年十月現在で、住宅滞納家賃額は六千六百万円です。この金額は、新年度予算で財政が厳しいと減らされた簡易舗装費約二千万、道路新設改良費一千三百五十万、悪水路維持費三百万。もし歳入で当然入るべきお金が入っていれば、土木費の町民要求の大きい土木建設の予算もこういうふうに使われるのではないかと思います。その滞納についての見解を伺いたいと思います。

当たり前のことですが、まじめに住宅使用料を払い、大切に住宅を使い契約されている方、必要ないと町に返還された方、その契約者の方々のためにも、正常な形で一刻も早く町がアクションを起こすべきです。具体的には、二〇一七年、養老改元千三百年祭、非常に心が躍り、心が明るくなるこの養老改元千三百年祭ですが、こういう問題を先送りしたまま、私は本当に養老町にふさわしい養老改元千三百年祭はないと思っております。そういう点で、町長の見解を求めたいと思います。

それから、マークの関係ですけれども、これは希望です。養老町の町名を入れたものにする、介護中であることをさりげなく周囲に知ってもらうわかりやすい内容、できればゲンちゃんマークをアレンジしたような形にしていきたい。そして、介護者がプレートに入れ、首からつり下げられるもの、いろいろと先ほどの事例もあるわけですので、せっかくなつくわけですので、親しまれる介護カードにしていきたいことを要望し、再質問の答弁をいただきたいと思います。

○議長（皆川雅子君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 実態等については、課長のほうから答弁をさせたいと思います。私のほうからは、最後の統一的な意見でございますけれども、この問題を解決する場合に、断固として行う

べき側と、やはり借り主の中でも、先ほど言われましたように、生活保護、それから生活困窮者もおるわけでございますので、分けて考える必要もあるかと思いますが、貸し主側にとってみますと、契約違反により不当な利益を得ているという部分もございませう。これは、先ほど言いましたメンバー構成の中でも議論をしていただき、必要とあらば法に沿った執行もしていきたいというふうに思います。借り主については、先ほどの生活困窮者のほうにいききたいというふうに思います。

それから、マークについてでございますけれども、議員のおっしゃる意見も考慮しながら考えていきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（皆川雅子君） 安藤管理情報課長、答弁。

○管理情報課長（安藤淳一君） 水谷議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

先ほど町長のほうで答弁いたしましたが入居実態の中で、住宅のほうの三親等内の親族が五十九戸、三親等外の親族が二戸ということ、基本的には承継の場合は三親等内での承継ということになります。しかし、三親等外の親族の方が二戸住んでおるということで、あとは続柄不明な住戸が二十一戸ということですが、この続柄不明というのは、身内ではあるんですが、三親等内なのか、それ以外なのか、そのあたりが詳細なことは不明であるというところで、続柄不明という言い方をいたしました。

あと、滞納整理の関係でございますが、滞納整理については、先ほど御指摘のとおり、当然この滞納整理を行っていったらおるんですが、基本的には月二回とか三回とか、決めた滞納整理というわけでなく、それぞれ仕事等の段取りがございしますので、例え

ば一週間に二回なり三回なり、それぞれ仕事の合間を縫っての滞納整理という形でやっております。それと、お昼にお邪魔しても留守の家庭が多いということで、なかなかはかどらない部分もございまして、例えば夜集中して行うとか、そうした形での滞納整理ということで現在是对応しております。以上です。

○議長（皆川雅子君） 以上で、十三番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

一般質問はすべて終わりました。

日程第三、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（皆川雅子君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議はこれをもって閉じ、散会いたします。

議会最終日は、明日十六日午前九時三十分より再開いたします。

長時間、大変に御苦労さまでございました。

（散会時間 午後一時三十一分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた  
めここに署名する。

平成二十四年三月十五日

議長 皆川雅子

議員 長澤龍夫

議員 大橋三男

